

# 答 申 書

## 1 はじめに

本市の水道事業は、高度経済成長期の急増する水需要に対応するため、新設・拡張を重ね、現在は水道普及率が99.89%に到達しています。また、公共下水道事業においても、昭和49年の都市計画決定以降、約40年かけて市街化区域を中心に進めてきた汚水整備は、平成27年度には概ね完了しました。

そうした中、こうした高度経済成長期以降に整備した施設が大量に更新時期を迎えることに加え、近年の激甚化する自然災害を教訓とした施設の耐震化や浸水対策など、今後は多額の更新等の投資が必要となります。

一方で、人口減少や節水機器の普及等による水需要の減少により、事業収入の根幹である料金収入は年々減少傾向にあり、上下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増していくことが見込まれています。

このような背景を受け、中長期先を見据えた事業運営を行うため、当審議会の意見を踏まえ、将来にわたる事業の安定性や持続性を示した「はだの上下水道ビジョン」を令和3年3月に策定しました。

このビジョンに基づき、持続可能な上下水道事業に向け、より効率的な事業経営に全力で取り組むとともに、効果的な施設整備を進め、ライフラインとしての責務を果たしていく必要があります。

## 2 審議の経過

当審議会は、市長から諮問がありました「上下水道料金のあり方」について、4回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねてきました。

開催日	内容
令和4年 5月26日（木）	<ul style="list-style-type: none"><li>・上下水道料金のあり方について（諮問）</li><li>・上下水道事業の概要について</li><li>・上下水道事業の現状及び課題並びに将来の見通しについて</li><li>・コロナ禍により顕在化した課題及び他の事業体との比較について</li><li>・自己水率低下の抑制に向けた施設整備計画の変更について</li></ul>

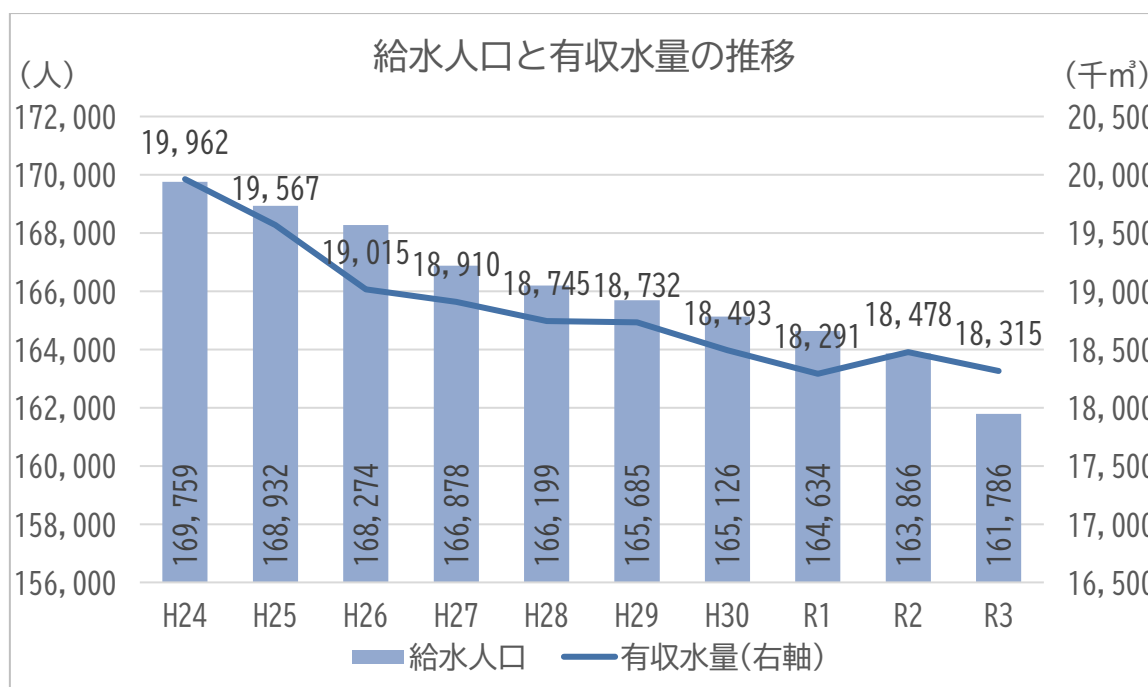
開催日	内容
6月27日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新水源整備を踏まえた施設整備計画案及び財政計画等について</li> <li>・料金体系の見直しの方向性について</li> </ul>
7月27日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金改定シミュレーションの結果について</li> <li>・改定の施行時期について</li> </ul>
8月22日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申案について</li> </ul>

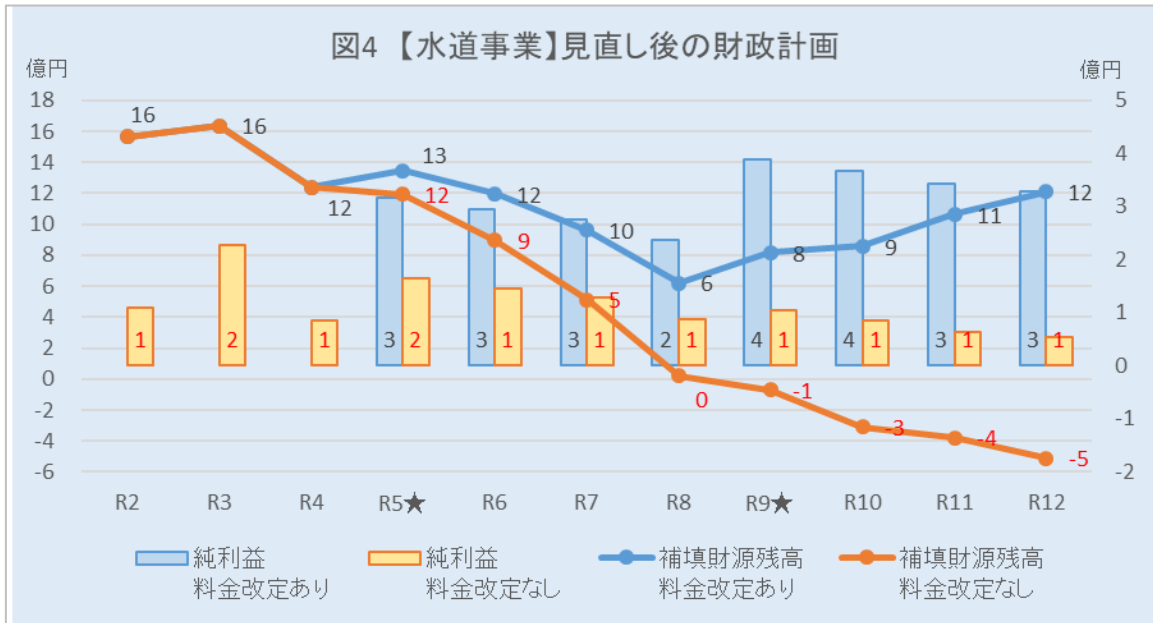
### 3 秦野市の上下水道事業の現状

#### (1) 水道事業

人口減少に伴い給水人口も減少を続けています。また、有収水量は、節水型機器や設備の普及、業務用の使用水量の減少から、給水人口の減少を上回るペースで減り続けています。

給水収益は、前回の料金改定の翌年の平成29年度をピークに減り続け、現状の料金水準では、令和9年度には、補填財源が底をつく見込みです。



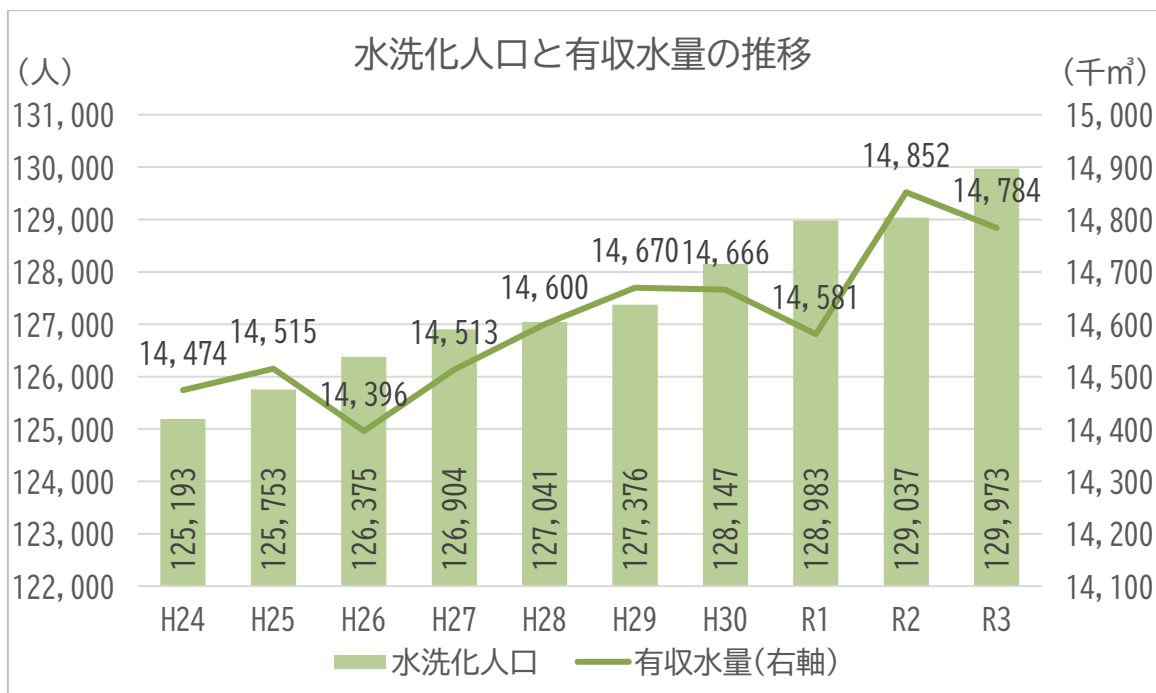


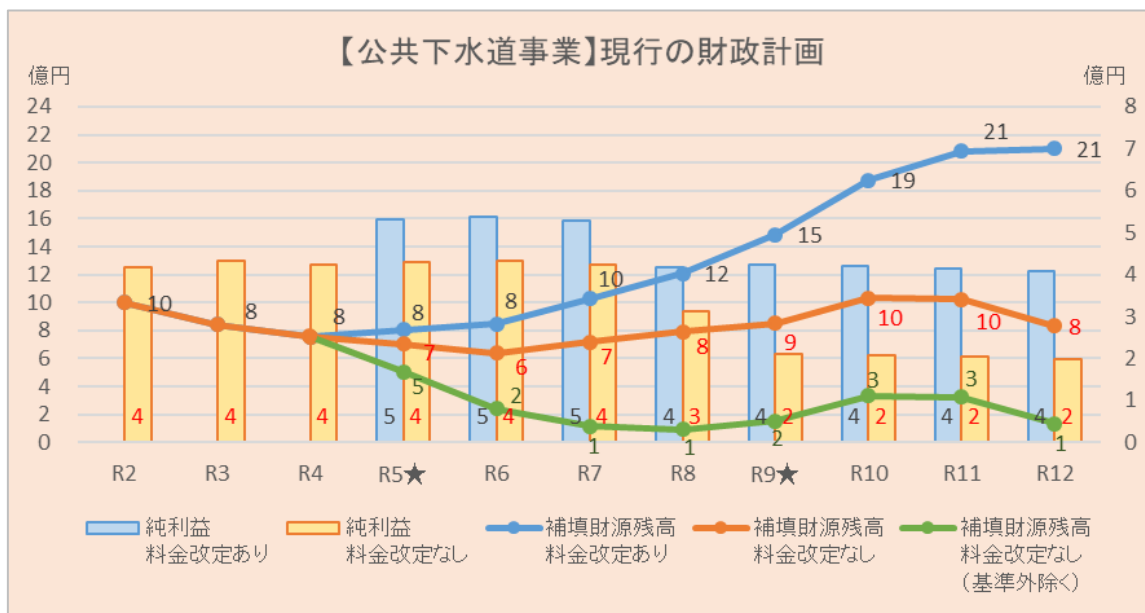
(グラフは第1回審議会資料から抜粋)

(2) 公共下水道事業

処理区域の拡大や接続率の向上もあり、人口は減少するものの、水洗化人口、有収水量ともに増えてきました。しかし、処理区域の整備がほぼ完了した今後は、横ばいから、水道と同様の減少に転じていく見込みです。

使用料収入は、前回の料金改定の翌年の平成30年度をピークに減り続けています。水道事業とは異なり、一般会計からの繰入金に支えられていることから、令和12年度までの間に補填財源が底をつくことはありませんが、非常に不安定な経営状態となります。





(グラフは第1回審議会資料から抜粋)

#### 4 上下水道料金が内包する一般的課題

我が国の経済成長とともに急速に普及した上下水道の料金制度は、次の三つの課題を内包しています。

##### (1) 基本料金の水準の低さ

上下水道料金における基本料金の役割は、減価償却費をはじめとする固定費の回収にあります。しかしながら、上下水道事業の開始時において、家計の負担を抑制するために基本料金が低く設定され、その後改定は繰り返されるものの、家計への配慮から現状の基本料金の水準では、固定費のわずかな部分しか回収できていない事業者が数多くあります。

また、水道料金における基本料金は、水を供給するために多くの資本を必要とする大きな口径のメーターの基本料金を高くする「口径別」の基本料金と、家庭用と業務用のように分け、それぞれ一律とする「用途別」の基本料金とに大別されます。近年では、基本料金本来の固定費を回収するという視点から、用途別から口径別の基本料金に移行する事業者が多くなっています。

県内には18の末端給水事業者がありますが、令和2年度末現在では、口径別の基本料金を採用しているのは6事業者(33.3%)に留まります。なお、令和3年7月に横浜市が用途別から口径別の基本料金に移行しています。また、全国的には、1,251の末端給水事業者のうち、806事業者(64.4%)で口径別の基本料金を採用しています。(出典：令和2年度地方公営企業年鑑)

## (2) 超過料金における逡増制

独立採算を原則とする地方公営企業においては、基本料金で回収できない固定費は、超過料金に転嫁せざるを得ません。人口の増加による水源の枯渇を抑制する意味もありましたが、ここでも家計への配慮から、使用水量に応じて段階的に料金の単価を設定し、使用水量が多くなるほど単価を高くする逡増制を採用している末端給水事業者がほとんどです。

(1) と合わせてこれらの課題を内包する現在の上下水道の料金体系は、社会経済情勢に左右される業務用の使用水量の影響を受けやすいことは、以前から指摘されていたところです。しかし、人口増加と経済成長が続く中では、潜在的問題とされていましたが、経済成長が止まり、人口が減少していく社会において、施設の老朽化も進む現状では、将来にわたる上下水道事業の安定的な経営に不安を与えることとなります。

## (3) 基本水量制

一定の使用水量まで基本料金だけで使用できる基本水量制は、公衆衛生向上の観点から、すべての使用者に対して、最低限の生活用水を平等に確保するという考えから生まれた制度ですが、地方公営企業における料金は、受益と負担のバランスが取れた公平なものでなくてはなりません。基本水量制は、基本水量の範囲において、使用者間の不公平が生じていることから、特に単身世帯が増え続ける現在においては、基本水量を廃止する事業者が増えています。

県内の末端給水事業者では、唯一横浜市で令和3年7月に基本水量を廃止しましたが、令和2年度末現在、全国では、1,251の末端給水事業者のうち910事業者(72.7%)で基本水量制を採用しています。

(出典：令和2年度地方公営企業年鑑)

## 5 秦野市における課題への対応状況

### (1) 基本料金

直近では、水道料金は平成28年4月に、下水道使用料は平成29年4月にそれぞれ料金改定を行い、基本料金、超過料金ともに値上げし、経営基盤の強化を図りました。また、水道料金については、用途別の基本料金から口径別の基本料金へと移行し、課題の一つを解決しています。

しかしながら、令和3年度決算における基本料金による固定費の回収率は、水道事業においては約31%、下水道事業にあつては、約14%であり、まだまだ低い水準にあります。

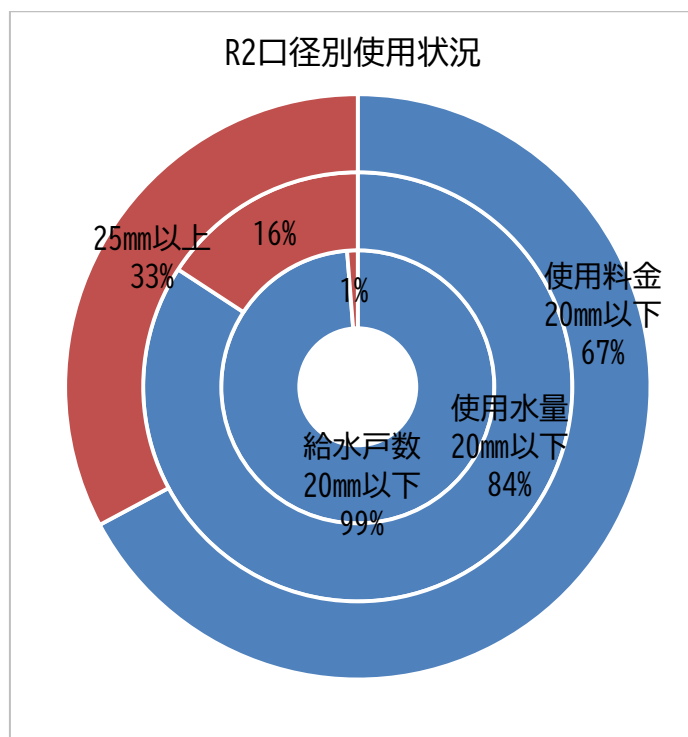
## (2) 逦増制

令和2年度においては、コロナ禍により在宅時間が増え、家庭での水道の使用量が大幅に増加しました。しかしその一方では、経済活動の低下による業務用の使用水量は大幅に減少し、トータルでは、家庭用の増加が上回ったことから有収水量は増加しました。このことは、水道事業においては10年ぶりのこととなります。

しかし、水道事業における給水収益は、前年を下回り、また、公共下水道事業における使用料収入も、同程度の有収水量であった平成30年度を下回りました。このことは、水道水を作り、汚水を処理するコストが増えたにもかかわらず、それに見合う収入を得られなかったということの意味します。

コロナ禍の影響により有収水量が増えた現象は、多くの事業者に起きたことですが、給水収益が減少した事業者には、給水収益の多くを業務用の使用に頼っているという特徴がみられました。

特に秦野市は、ほとんどが業務用に用いられる口径25mm以上のメーターを使用する契約者からの料金が、給水収益の3分の1を占め、コロナ禍において有収水量も収益も増加した他の水道事業者よりもその割合は高い傾向にあります。



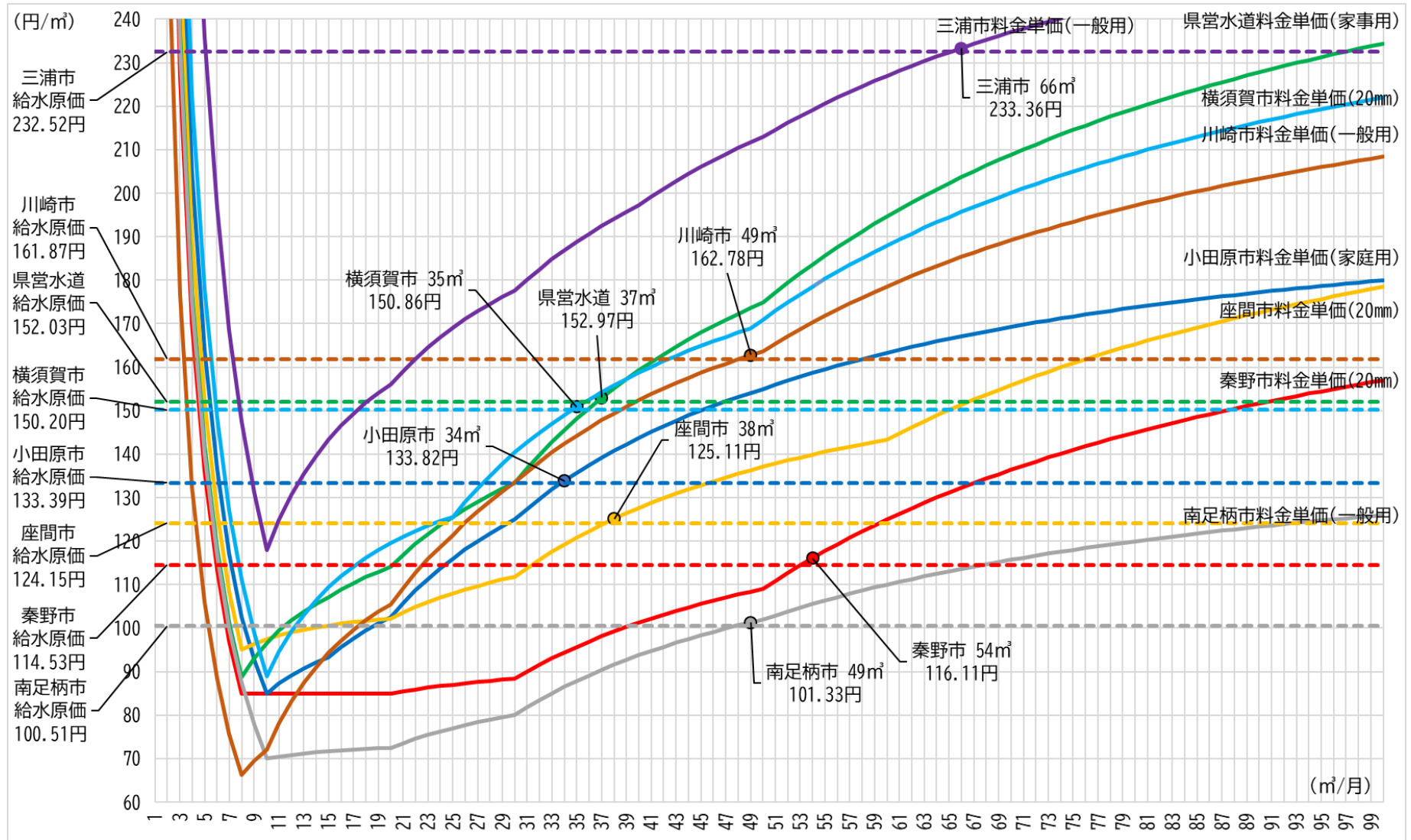
(グラフは第1回審議会資料から抜粋)

また、令和2年度の給水原価（1 m<sup>3</sup>当たりの水道水を作るための費用）は、114.53円/m<sup>3</sup>でしたが、料金を使用水量で割った単価がこの原価を超える損益分岐点は、月54 m<sup>3</sup>となります。

これは、県営水道及び県下の市営水道の中では、2番目に高いものとなりますが、令和3年度の検針結果からみると、98%の検針件数がこの水量を下回り、また、その使用水量は、全体の約81%を占めています。このことは、98%の契約者に対して供給している81%の水道水は、赤字の価格で提供されており、その赤字は、2%の契約者に供給している19%の水道水から得られる料金収入で解消していることを意味します。

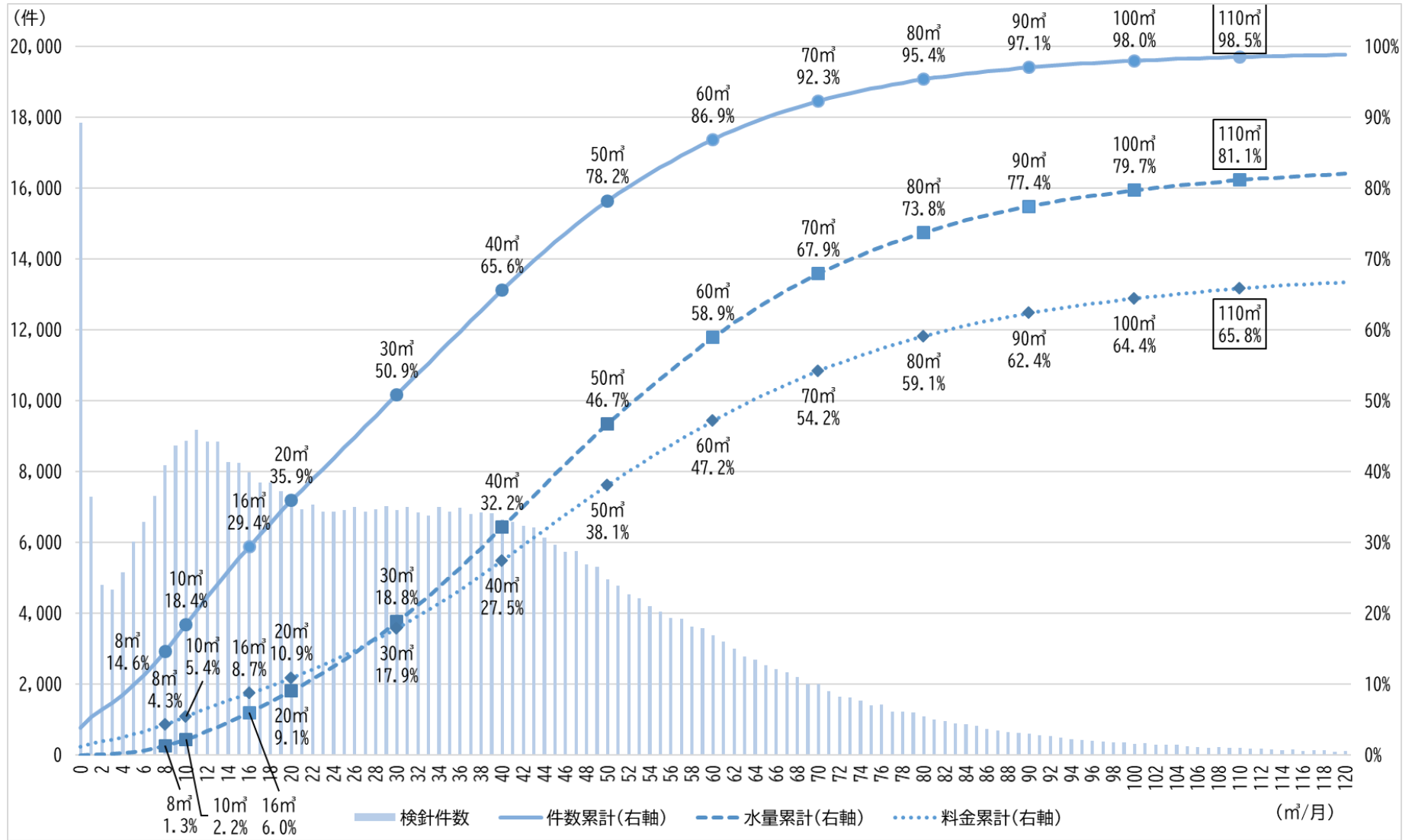
これらのことから、秦野市の水道料金は、相対的には低く抑えられていますが、業務用への依存度が高く、こうした料金体系が持つ課題がコロナ禍により顕在化したことがわかります。

県下の主な水道事業者における料金単価と給水原価(R2)の関係





使用水量(2 か月分)別検針件数等の割合(R3 水道)



(グラフは第2回審議会資料から抜粋)

### (3) 基本水量

秦野市においては、上下水道ともに基本料金に含まれる基本水量は8 m<sup>3</sup>でしたが、下水道使用料は、平成25年4月の料金改定で基本水量が4 m<sup>3</sup>に引き下げられました。このことは、料金制度における不公平の是正につながるものであり、評価すべきものですが、このことにより、水道との不均衡が生まれています。

また、この改定時には、基本水量と同時に基本料金の引き下げも行われましたが、公共下水道事業における令和2年度の汚水処理原価（1 m<sup>3</sup>当たりの汚水を処理するための費用）は、150.04円/m<sup>3</sup>であり、水道の給水原価よりも高くなります。費用負担の原則からみれば、秦野市における下水道使用料は、同じ水量であれば水道料金よりも高いものでなければなりません。月6 m<sup>3</sup>までは低くなってしまいます。

## 6 上下水道料金のあり方

### (1) 料金体系の見直しの方向性

現状や課題を踏まえたうえで、経営方針の一つである「市民負担を最小限のものとする」を念頭に置き、「二部料金制」と「超過料金の逦増型」は継続しつつ、社会経済状況の変化に左右されにくい料金体系へと移行していくため、以下の3つの視点から見直すこととしました。

ア 基本料金による固定費の回収率向上

イ 基本水量制のあり方（継続、廃止、水量変更）

ウ 逦増性の緩和

### (2) 見直しの結果

見直しに当たっては、あらゆる契約者の料金に激変を招くことのないように、今回の見直しが将来にわたり望ましい料金体系を構築していくための段階的なものとして整理し、まずは、事業収入の安定化を目的とした「基本料金による固定費の回収率向上」に重きを置いた見直しとしました。

見直しの結果、改定率等の当審議会の結論は以下のとおりです。

ア 改定率

市民生活や市内経済はコロナ禍からの復調段階であるとともに、昨今の物価高の状況から、市民に求める負担は最小限としながらも、事業の安定性や持続性を確保するためには、財政計画に定めた「水道料金は平均7%を上限」、「下水道使用料は平均5%を上限」とする引

上げが妥当であると考えます。なお、改定案はウに示すとおりです。

イ 改定時期

上下水道事業の経営状況や将来見通し、及び事業計画（財政計画及び施設整備計画）並びに既に2年間改定時期が引き延ばされてきたことを踏まえ、令和5年4月からの引上げが望ましいと考えます。

ただし、附帯意見を参照して下さい。

ウ 改定案

(ア) 水道料金（下線部が改定箇所）

用途・区分				現行		改定案	
				水量	料金	水量	料金
一 般 用	基本 料 金	メ ー タ ー の 口 径	13mm	<u>8 m<sup>3</sup>以下</u>	<u>680 円</u>	<u>4 m<sup>3</sup>以下</u>	<u>760 円</u>
			20mm		<u>680 円</u>		<u>780 円</u>
			25mm		<u>1,110 円</u>		<u>1,210 円</u>
			40mm		<u>2,880 円</u>		<u>2,980 円</u>
			50mm		<u>5,180 円</u>		<u>5,280 円</u>
			75mm		<u>11,600 円</u>		<u>11,700 円</u>
			100mm		<u>18,800 円</u>		<u>18,900 円</u>
			150mm		<u>38,800 円</u>		<u>38,900 円</u>
			200mm		<u>59,000 円</u>		<u>59,100 円</u>
		超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)				<u>5~8 m<sup>3</sup></u>	<u>25 円</u>
		9~20 m <sup>3</sup>	85 円	9~20 m <sup>3</sup>	85 円		
		21~30 m <sup>3</sup>	95 円	21~30 m <sup>3</sup>	95 円		
		31~50 m <sup>3</sup>	140 円	31~50 m <sup>3</sup>	140 円		
		51~100 m <sup>3</sup>	205 円	51~100 m <sup>3</sup>	205 円		
		101~500 m <sup>3</sup>	225 円	101~500 m <sup>3</sup>	225 円		
		501 m <sup>3</sup> 以上	245 円	501 m <sup>3</sup> 以上	245 円		
農 業 用	基本料金		一般用と同じ		一般用と同じ		
	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)		<u>9~50 m<sup>3</sup></u>	一般用と同じ	<u>5~50 m<sup>3</sup></u>	一般用と同じ	
			51 m <sup>3</sup> 以上	170 円	51 m <sup>3</sup> 以上	170 円	
臨 時 用	基本 料 金	メ ー タ ー 全 口 径	<u>8 m<sup>3</sup>以下</u>	<u>2,200 円</u>	<u>4 m<sup>3</sup>以下</u>	<u>2,300 円</u>	
	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)		<u>9 m<sup>3</sup>以上</u>	415 円	<u>5 m<sup>3</sup>以上</u>	415 円	

(一か月当たり税抜き額)

(イ) 下水道使用料（下線部が改定箇所）

用途・区分		排水量	使用料	
			現行	改定案
一般 汚 水	基本料金	4 m <sup>3</sup> 以下	<u>365 円</u>	<u>500 円</u>
	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	5～8 m <sup>3</sup>	110 円	110 円
		9～20 m <sup>3</sup>	120 円	120 円
		21～30 m <sup>3</sup>	160 円	160 円
		31～50 m <sup>3</sup>	210 円	210 円
		51～75 m <sup>3</sup>	255 円	255 円
		76～100 m <sup>3</sup>	260 円	260 円
		101～500 m <sup>3</sup>	270 円	270 円
		501～3,000 m <sup>3</sup>	280 円	280 円
		3,001 m <sup>3</sup> 以上	290 円	290 円
特 定 汚 水	基本使用料	4 m <sup>3</sup> 以下	<u>365 円</u>	<u>500 円</u>
	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	5～8 m <sup>3</sup>	110 円	110 円
		9～20 m <sup>3</sup>	120 円	120 円
		21～30 m <sup>3</sup>	160 円	160 円
		31～50 m <sup>3</sup>	210 円	210 円
		51～75 m <sup>3</sup>	255 円	255 円
		76～100 m <sup>3</sup>	260 円	260 円
		101～500 m <sup>3</sup>	270 円	270 円
501 m <sup>3</sup> 以上	225 円	225 円		
公衆 浴場 汚水	基本使用料	100 m <sup>3</sup> 以下	<u>2,310 円</u>	<u>2,445 円</u>
	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	101 m <sup>3</sup> 以上	415 円	415 円

(一か月当たり税抜き額)

## 7 附帯意見

- (1) 上下水道料金の改定は、市民負担の増加を求めるものであり、市民の理解と同意が得られるよう、値上げの必要性について十分に説明責任を果たすことを要望します。
- (2) 今回の同時改定は、令和3年3月に策定した「はだの上下水道ビジョン」で既に公表しており、当審議会においても改定の必要性を十分に理

解したうえで議論を進めてきました。

しかしながら、現在、長期化するコロナ禍に加え、ウクライナ情勢、或いは円安等の影響により、光熱費、食品、生活用品、原材料費など、様々な物価が高騰している状況にあり、市民生活や市内経済は、今まさにこの問題に直面しています。

このような状況下であっても、公共下水道事業の経営基盤は、令和3年度決算においても一般会計からの基準外の繰入金を収入するなど、未だ脆弱であることから、下水道使用料は令和5年4月に改定すべきと考えます。しかし、比較的安定的な経営基盤を維持している水道事業の、若干の時間的余裕を持たせる余地があることも考えられます。

前回までとは異なり、上下水道局として組織が統合され、統一的な視点を持った改定であり、一体的に議会において審議することは必要ですが、水道料金の改定時期については、あらためて財政計画の内容を精査し、事業経営に支障のない範囲で、事業管理者において慎重に判断されることを意見として附します。